

商工建設常任委員会会議録

平成27年5月27日

場 所 第5委員会室

平成27年 5 月 27 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県と宮崎労働局との「雇用対策協定」の締結について
 - ・厚生労働省「地域創生人材育成事業」の採択について
 - ・企業立地の実績について
 - ・平成26年度 県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
 - ・宮崎県の新しいプロモーションについて
 - ・「日向灘沿岸海岸保全基本計画」の変更について

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	江 藤 修 一
調 整 審 査 課 長	田 畑 吉 啓

商工観光労働部

商工観光労働部長	永 山 英 也
商工観光労働部次長	畑 山 栄 介
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
商工政策課長	日 下 雄 介
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	天 辰 晋 一 郎
企業立地課長	日 高 幹 夫
観光推進課長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康
オールみやざき営業課長	酒 匂 重 久
工業技術センター所長	富 山 幸 子
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	田 村 吉 彦

県土整備部

県土整備部長	関 師 雄 一
県土整備部次長 (総 括)	長 友 重 俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	東 憲 之 介
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	大 迫 忠 敏
高速道対策局長	前 内 永 敏
部参事兼管理課長	佐 野 詔 藏
用地対策課長	山 路 博
技術企画課長	木 下 啓 二
工事検査課長	甲 斐 重 隆
道路建設課長	瀬 戸 長 秀 美
道路保全課長	馴 松 義 昭
河川課長	土 屋 喜 弘
ダム対策監	秋 山 克 則
砂防課長	永 井 義 治

港 湾 課 長	蓑 方 公
空 港 ・ ポ ー ト セ ー ル ス 対 策 監	明 利 浩 久
都 市 計 画 課 長	森 山 福 一
建 築 住 宅 課 長	上 別 府 智
営 繕 課 長	山 下 幸 秀
施 設 保 全 対 策 監	宮 里 雄 一
高 速 道 対 策 局 次 長	奥 泰 裕

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	河 野 剛
議 事 課 主 任 主 事	沼 口 恭 一 郎

○二見委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいですか。それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今申し上げた要領で、執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の二見でございます。

一言御挨拶申し上げます。

2期目でまだふなれなところはたくさんありますけれども、この商工建設常任委員会において取り扱われる多岐にわたる諸課題について、真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の河野副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

宮崎市選出の野崎委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の高橋委員でございます。

日向市選出の西村委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の沼口主任主事でございます。

副書記の河野主幹でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局長の江藤でございます。

委員の皆様におかれましては、労働委員会の業務につきまして、日ごろから温かい御理解をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、労使紛争を解決するための専門機関としまして、その役割、機能をしっかりと果たしていけるよう、職員一同、一生懸命に頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、幹部職員を紹介させていただきます。お手元の委員会資料1ページに記載しておりますが、調整審査課長の田畑吉啓でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、労働委員会の委員について御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。

1の労働委員会委員の構成であります。労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の3者から構成される合議制の執行機関でありまして、委員の数は公・労・使それぞれ5名ずつの計15名となっております。

委員の任命方法であります。労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づいて知事が任命することになっております。また、公益委員につきましては、労働者委員と使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっております。

現在の委員につきましては、名簿のとおりでありまして、任期は2年となっております。

次に、3ページをお開きください。

2の業務概要について御説明いたします。

まず、(1)の労働委員会の主な業務内容であります。労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法などの法律に基づきまして、主に次の

①から③の業務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査であります。これは、労働組合等から、使用者側の団体交渉拒否などといった不当労働行為に対する救済申し立てがあった場合に、調査や審問を行いまして、救済命令などを発するものであります。

次に、②の労使紛争解決のあっせんですが、(ア)の集団的労使紛争は、労働組合と使用者との間で生じた紛争について、労働委員会が両者の間に入りまして、あっせんなどの方法により解決を図るというものであります。

また、(イ)の個別的労使紛争ですが、これは労働者個人と使用者との間で生じた紛争について、同様に労働委員会が間に入りまして解決を図るというものであります。

次に、③の労働相談であります。

これは、労働者と使用者との間の労働条件などの労働問題に関するさまざまな相談を受け付けまして、必要な情報の提供や助言を行うというものであります。

相談の内容によりましては、今申し上げましたあっせんの制度を活用しまして、解決に努めております。

次に、(2)の事件数等の推移であります。最近3年間で、新規に申請等があった事件数及び労働相談件数を記載しております。

平成26年度につきましては、不当労働行為審査事件はありませんでしたが、集団的労使紛争あっせん事件が1件、個別的労使紛争あっせん事件が4件、また、労働相談件数は117件となっております。

次に、4ページをごらんください。

3の事務局であります。1課1担当で9名の体制となっております。

最後に、4の平成27年度予算であります。

1億647万円で、職員費が7,375万7,000円、委員
会運営費が3,271万3,000円となっております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終わりましたが、
質疑はありませんか。

○横田委員 あっせん事件とか、労働相談とか、
件数が書いてありますが、代表的なものでいい
んですけれども、どういう相談や事件があった
のかを教えてください。

○田畑調整審査課長 集団的あっせん事件を1
件、26年度に上げておりますけれども、これに
つきましては、被申請者であります使用者側が、
いわゆる就業規則の改正をするに当たって、労
働組合のほうに一応提案をしたところ、その案
について組合としてはちょっと不満があると。
そして、いわゆる団体交渉を申し入れしたとこ
ろ、なかなか使用者側のほうがそれに応じない
ということで、団体交渉に応じることを調整事
項としてあっせん申請がなされたものでありま
す。

これにつきましては、被申請者であります使
用者のほうから、あっせんには応じないという
申し立てがありましたので、そこで事件は終結、
いわゆる打ち切りということになったわけでご
ざいます。終結後、労働組合と使用者との間で
団体交渉が行われたと聞いております。

これが、調整事件の案件でございます。

それから、個別的労使紛争あっせん事件を4
件上げておりますけれども、これにつきましては
は、例えば賃金の未払いがあったということ、
あるいは業務中の安全配慮義務違反に伴う損害
賠償請求をしたいというようなものがございま
した。

別の案件では、雇用関係を認めて、いわゆる
解雇予告手当、これの支払いを求めるというよ

うなもの、それから、就業規則関係での疑義が
あるということで労働者のほうからあっせんの
申請がございました。

それぞれ結果的には打ち切りでありますとか、
取り下げでありますとか、そういった形、ある
いはもう労働者のほうが疑義を持っておったそ
の就業規則につきましては、よくよく事務局職
員が調査してみますと、既に就業規則のほうに
うたってあるということが判明しまして、その
時点で不開始というような取り扱いをしたもの
はございました。以上でございます。

○蓬原委員 国の機関で労働基準監督署という
のがありますよね。労働相談というか、紛争に
なった場合にこちらに上がってくるということ
で、労働基準監督署とこの委員会との関係って
いうのはどういうことなんですか。

○田畑調整審査課長 労働者と使用者等の間に、
いろんな紛争があるわけですがけれども、紛争の
一つとして、労働基準法が守れていないんじゃ
ないかというようなものが結構ございます。そ
ういった場合、労働基準監督署においては、賃
金未払いであるとか、基準を満たさないとい
うようなことを捉まえて、いわゆる法令違反等
に対する指導監督機関ということで、いろんな指
導を行ってまいります。

労働委員会は、基本的には不当労働行為の救
済でありますとか、労働争議の調整といった集
団的な労使紛争の解決を任務とする機関であり
ます。

先ほど言いましたように、個別的な労使紛争
の解決も平成14年からですがけれども、具体的
なあっせん等の手法を用いて行っております。特
にそこは役割がそもそも違うという、ただ根っ
このほうでは、やはり労働者にとっては、同じ
いろんな不満を持ったりしてらっしゃると思

ますけれども、それぞれの機関の特徴と申しますか、そこを捉まえて、いろいろ相談をしてくれるというようなことで、労働基準監督署以外にも同じ宮崎労働局の組織内にありますけれども、そこでもいろんな労働相談を受けていらっしゃいます。

そこでは、紛争調整委員会というのがございまして、そこでのあっせんとかがなされているようであります。

労働委員会の特徴としましては、公・労・使、3者の代表の方に委員として入っていただいていますので、そこで、じっくりとそれぞれの立場で相談者の方から事情をお聞きして、そして妥協点を見つけていくと、そういったことをやっておりますので、ほかの相談機関、あるいは紛争解決機関との差別化は図られているのではないかと考えております。

○蓬原委員 解決困難なものについて、労使両者からこちらへ提訴というか、調停してくださいというお願いがあって、その調停を行う機関というふうに捉まえていいんですかね。

○田畑調整審査課長 集団についての紛争解決の方法としては、あっせん、調停、仲裁があり、その中の一番簡便なあっせんの手法をとることは多いんですけれども、そういった形で両者の言い分を聞いてから妥協点を見つけていくというようなことをやっております。

○蓬原委員 最終的には、裁判ってなりますよね。それでも納得いかない場合なのか、あるいは裁判が先に行くのかよくわからないんですけども、それでもそのお互いが納得しない場合は裁判という形に行く場合もあるわけですね。

○田畑調整審査課長 例えば不当労働行為とか、審査に当たって命令を下すわけですがけれども、それについて不服がある場合は、中央労働委員

会がありますので、そちらのほうに再審査を上げます。そこで否決されたというような場合は、次はもう裁判所に訴えていくというようなことにもなりますし、個人の争いになっても、民事上の争いということで、裁判所に最終的に行くケースもあろうかと思えます。

○松村委員 労働委員会の運営について、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが、例えば、月1回か2回か定例会があって、そこで課題が出て審査するのか。あと、労働相談とかがあるんですけれども、これには労働委員の方々が立ち会うのかどうなのか。

それと、大体、年間の労働相談件数等を予測されての事務局員の体制だと思うんですけれども、この体制で暇なのか、忙しいのか。そういうところをちょっとお聞きしたいなと思えます。

○田畑調整審査課長 労働委員会の会議等の開催状況ですが、毎月2回、総会を開催しております。公・労・使の委員に参集いただきまして、承認事項でありますとか、報告事項とかいろいろございますので、定例的にそういった会を開催しております。

あわせて総会終了後、いろんな研修会も行っております。外部講師を呼んで説明をいただいたり、あるいは内部での事案の研究とか、会議等に出席する際の議題についても委員の先生方にも勉強していただいて、いろんな意見をいただくというようなこともやっております。

基本的には月2回、あといろんな会議が県内外でありますので、そういった会議に出席等をお願いしております。

それから、労働相談につきましては、基本的には電話あるいは来所という形で、相談者はお見えになります。そこでは、一時的に職員のほうが対応することになります。

忙しいのかどうかという体制の問題ですけれども、例えば不当労働行為でありますとか、重大な労使紛争絡みのあっせん、申請だとか、これはなかなか読めないところです。だから、常にどんなものが来てもいいように、人数的な体制も整える必要がありますし、もちろん資質といますか、知識面での他の事例の検討だとか、そういった必要もありますので、現在の局長以下9名体制、これでしっかりと対応していきたいと考えております。

○松村委員 忙しいのか、どうなのかなんて大変失礼なことをお聞きしましたけれども、申しわけございません。

今、マスコミ等を含めて、目立った労使紛争は、余り気がつかないんですけれども、労使紛争なんていうのは、本当、大変な事件になると、すごい労力のかかる問題だなと思いますんで、できるだけないような形がいいのかなと思いますけれどもね。

あと、労働相談の件数っていうのは、例えばお電話をいただいて、ちょっとアドバイスをしたということもカウントされてると考えてよろしいんですね。

○田畑調整審査課長 そのとおりです。

○松村委員 わかりました。

○蓬原委員 相談件数は日本人だけですか、外国人も例があるんですか。

○田畑調整審査課長 外国人の方からの相談はないということでございます。

○高橋委員 労働相談ですけれども、行政だけでなく労働団体もやっていますよね。件数が減っているじゃないですか。ふえてるようなイメージを持ってたもんですから、もし労働団体の数を把握されていれば、労働相談を全労連もやるし、連合宮崎もやっているとと思うんですよね。

それと、社会保険労務士とかも受けるんですかね。それらの件数は、把握されてないんかもしれませんけれども。全体的に労働相談はふえていいんでしょうけれども、ただ、結論から言うとほとんどが泣き寝入りですよ。非常に弱い部分が救済されてない実態はあると思うんです。相談自体は全体的にふえてるのかどうか、これで見ると行政の件数は減ってますよね。その辺の情報とかあれば教えてください。

○田畑調整審査課長 委員が言われましたように、労働委員会のほうで受けております相談件数、過去3年比べますと、徐々に減ってきてはおります。ただ、手元に平成22年度の件数がありまして、63件ございました。その後、急激にふえてきておりまして、直近のピークは24年度の159件です。それから徐々に減ってきておりますけれども、母数が少ないもんですから、社会的な事情とか、そのあたりの分析が難しいんですが、例えば宮崎労働局のほうでも労働相談を受けております。そこは、年によっても違いますけれども、1,500台であったり、1,700台であったり、そのぐらいの件数を宮崎労働局のほうでは受けていらっしゃいます。

増減の傾向も年によってでこぼこありますので、一概には言えないんですけれども、そういったオーダーで労働局が受けていらっしゃいます。ほかに社会保険労務士さんとか、労働組合さんでもそういった労働相談を受けていらっしゃると思いますけれども、そちらのほうの件数は把握しておりません。申しわけありません。

○高橋委員 わかりました。ひところからぼんとふえて、今の説明でいくと高いレベルで推移しているのかなということがうかがえました。それと、中央労働委員会が労働相談をしていることの啓発、その辺も強化していただくと

ありがたいかなと思います。

○田畑調整審査課長 労働委員会の課題の一つとして、認知度の向上というのがございます。

さっき言いました宮崎労働局のほうは、相談件数の桁が1つ多うございます。宮崎労働局の場合は、ちょっと考えますに組織の中に、先ほど出ました労働基準監督署でありますとか、ハローワークでありますとか、そういった機関を持っておりますので、そのあたりがきっかけでの相談も結構あるのかなと考えております。

私どもとしましては、特に10月を強調月間としています。全国的に共同でPRをしていきたいと思いますという事で、休日の相談受付だとか、夜間でも電話相談を受けるとか、そういった取り組みはしております。あと、「おはよう県庁です」といった県政番組がありますけれども、そういったテレビ、ラジオ、新聞等々を通じて、また、チラシを関係機関に配布したり、恒常的に広報を行っているところであります。

今後とも、認知度向上のために努めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 県税・総務事務所でも相談を受けるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、本課の地方労働委員会に直接お見えになる方もいらっしゃるんですかね。

○田畑調整審査課長 出先の県税・総務事務所で、日南、都城、延岡に商工労政関係ありますので、そちらのほうでは受けておりますし、本課のほうでも受けてると聞いております。

○二見委員長 ほかに質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終わります。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時30分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都市選出の二見でございます。

一言御挨拶申し上げます。

2期目のまだふなれなところはたくさんありますけれども、宮崎を売り込んでいくこの商工観光につきまして、建設的な議論がこの委員会の中でできるように真摯に務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず私の隣が、延岡市選出の河野副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

宮崎市選出の野崎委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の高橋委員でございます。

日向市選出の西村委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の沼口主任主事でございます。

副書記の河野主幹でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長の永山でございます。どうぞ

よろしく願いいたします。

最近の本県の経済、景気の状態でございますけれども、持ち直しの動きが続いていると言われておりますが、県民の皆さんがそれを実感できる状況にはまだまだ遠いのではないかなと思っております。

そのような状況の中で、商工観光労働部としましては、フードビジネス、医療機器産業等々の成長産業を育成すること、それから、国内外に事業展開をする中核的な企業を育成すること、そして、成長産業あるいは中核企業が獲得しました、いわゆる外貨をしっかりと地域内で循環できるような取引を促進すること、あるいは地域の特産品等の資源をしっかりと活用すること等々通じまして、安定した雇用あるいは経済の活性化を図っていく、これが仕事だと思っております。

それから、観光につきましても海外からのインバウンドが増加をしております。特に本県におきましては、東九州自動車道が開通をしました。さらにLCC香港線、あるいはクルーズ船の受け入れ等々、さまざまな条件は整いつつあると考えております。これらをしっかりと追い風として捉えていくこと、それから、県内各地域の観光資源の魅力を磨き上げていくこと、そういうことを通じて、しっかりと誘客を行って、観光消費額をふやし、地域経済の活力につなげていくということをしっかりとやってまいりたいと考えております。

このようなことを職員一丸となってしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、二見委員長を初め委員の皆様には、今後も御指導、御支援をいただけたらと思っております。

それでは、ここから座って説明をさせていただきます。

まず、幹部職員の紹介をいたします。

お手元の委員会資料の1ページに幹部職員名簿がございます。

まず、次長の畑山栄介でございます。

企業立地推進局長の川野美奈子でございます。

観光経済交流局長の武田宗仁でございます。

商工政策課長の日下雄介でございます。

経営金融支援室長の門内隆志でございます。

産業振興課長の野間純利でございます。

産業集積推進室長の谷口浩太郎でございます。

労働政策課長の久松弘幸でございます。

地域雇用対策室長の天辰晋一郎でございます。

企業立地課長の日高幹夫でございます。

観光推進課長の福嶋清美でございます。

記紀編さん記念事業推進室長の松浦直康でございます。

オールみやざき営業課長の酒匂重久でございます。

工業技術センター所長の富山幸子でございます。

食品開発センター所長の森下敏朗でございます。

県立産業技術専門校校長の田村吉彦でございます。

以上、幹部職員でございます。

次に、2ページをごらんください。部の執行体制についてでございます。

本庁は2局6課4室、そして出先機関が4機関の体制となっております。

昨年度からの主な改正といたしましては、人・モノ・カネのグローバル化が進む中、東アジアはもちろんのこと、欧米などにも視野を広げて交流拡大に取り組んでいく必要がありますことから、総合政策部で所管しておりました国際及び旅券業務を商工観光労働部に移管し、「観光

経済交流局」を設置したところでございます。

次に、資料の3ページをごらんください。

平成27年度の商工観光労働部当初予算であります。

一番下の段の左になりますけれども、一般会計及び特別会計を合わせまして、部全体の予算額は523億7,935万4,000円でありまして、平成26年度の当初予算と比べた対前年度比では、116.5%となっております。

主な増の要因としましては、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンドの原資といたしまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借りました200億円を償還するための増額などによるものであります。

また、各課ごとの予算額については、それぞれ表に記載しているとおりでございます。

4ページをお開きください。4ページから5ページにかけて、平成27年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業を整理したものでございます。

まず、4ページですけれども、平成27年度の骨格予算の事業につきまして、4つの視点で整理をしております。

1の人口減少問題の克服では、若年者を中心とした人口流出に歯どめをかけるため、求職者に対する就職支援や企業立地の推進により、雇用環境の充実を図り、県内で働き、住み続けられる社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

2の将来の発展と地域を支える人財づくりでございます。

本格的な人口減少社会を迎え、本県経済の活性化、地域活力の維持を担う地域人財の不足が懸念される中、本県経済の発展や雇用の確保に大きな役割を果たしている中小企業を主導する

人財や、未来を担う次世代の育成等の取り組みを支援してまいります。

3の宮崎のおもてなしの磨き上げと魅力の発信でございます。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、この好機を一過性のものとせず、地域の活性化に結びつけていくため、魅力ある観光地づくりや観光客の受け入れ体制の充実、スポーツ合宿やMICEの誘致などの取り組みを推進してまいります。

4の本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組では、産業間や産学金官の連携等により、東九州メディカルバレー構想など、本県の特性や地域資源を活用した産業の成長加速化に取り組むとともに、国内外の活力を取り込むための長期的・継続的な取り組みを推進してまいります。

5ページでございます。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業であります。いわゆる国の地方創生交付金事業であり、平成26年度の2月議会で補正予算をお願いし、本年度、本格的に実施するものであります。

事業内容としましては、大きく2つに分かれております。

まず1の、地方消費喚起・生活支援型につきましては、ふるさと旅行券の発行などにより、県外からの消費需要の取り込みを積極的に行いますほか、市町村が発行するプレミアム付商品券など、市町村の消費喚起・生活支援策に対する支援を行ってまいります。

次に、2、地方創生先行型であります。まず、しごと創生であります。フードビジネスなど、農林水産業を核とした成長産業の育成や、地域を牽引する中核的企業の育成など、力強い製造

・サービス業の育成に取り組めます。

また、商工業を初め幅広い分野に関連し、地域経済の活性化にも貢献する観光みやぎの再興に取り組んでまいります。

ひと創生につきましては、U I Jターンを希望する経験豊富な人財を県内の中小企業に受け入れるなど、都市部からの移住を促進することにより、人口の社会増のほか、本県産業を牽引する人財の確保に取り組んでまいります。

以上、私から概要について御説明を申し上げましたが、主な事業につきましては6ページ以降に添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

本日は、このほか5件の報告事項がございます。これらにつきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明をいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○久松労働政策課長 労働政策課から2点御報告いたします。

常任委員会資料の39ページをお開きください。

まず、宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定の締結についてであります。

1にありますとおり、平成27年3月30日に知事と宮崎労働局長との間で、雇用対策協定を締結したところであります。

なお、協定締結は、都道府県と労働局の間では、全国で12番目となります。

次の40ページをお開きください。

協定を掲げておりますが、第1条の目的にありますように、県と労働局とで、県内の雇用に関する重要課題を双方が共有し、一体的・総合的に雇用施策を実現しようとするものであります。

そのため、第2条で、具体的取り組みや成果

目標について実施計画を定めることとしております。

具体的には、次のページの、横書きの資料をごらんいただきたいと存じます。

中ほどのポイント3のほうにありますように、実施計画は(1)の人づくりの一体的推進のほか、次の若者や女性の活躍促進、U I Jターン就職の促進など8つの柱で、柱ごとの詳細な取り組みや中長期の目標となる成果指標について、ことしの夏ごろをめどに取りまとめることとしております。

恐れ入りますが、最初の39ページのほうにお戻りをいただきまして、2の締結の目的・効果等であります。

①にありますよう、県と労働局が、雇用施策全体で包括的に連携することで、雇用面での課題や双方の役割分担、目標を明確化できること、また、②にありますよう、ハローワーク等の現場を有効に活用できること、例えば誘致企業や人手不足分野での人材確保での協力が得られるなど、県の意向の反映が可能となること、さらに雇用問題に県と労働局が一体的に取り組むことをアピールすることができるなどの効果があると考えております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

厚生労働省「地域創生人材育成事業」の採択について御説明いたします。

1の概要にありますように、人手不足分野において、従来の公的職業訓練では対応できない、地域の創意工夫を生かした人材育成を支援します。厚生労働省の平成27年度の新規事業「地域創生人材育成事業」に、本県から提案した事業が採択されたところであります。

この事業は、都道府県からのコンテスト方式で、今回9つの道府県が選定をされております。

2の提案事業の趣旨・目的であります。本県において雇用拡大など今後の成長が期待され、かつ人手不足が課題となっているICT、農林漁業など4つの産業分野で、UIJターン人材や非正規雇用者など、多様な求職者に対応した、新たな職域の開発、仕事づくりを行いますとともに、多様な訓練プログラムの実施、人づくりによって、人材の確保を目指すことといたしております。

3の事業期間は、平成27年度から29年度の3カ年を予定しており、4にありますように、事業費としては平成27年度が約1億9,700万円、3カ年の総額は7億9,400万円となっております、全額が国費でございます。

5の事業内容でございますが、43ページの概念図で、御説明をさせていただきます。

図の上のほうに先ほど申し上げましたように、UIJターン人材や女性、非正規雇用者など、スキルレベルの違う多様な求職者がおりまして、これらの人材を就業に結びつける。そのための仕組みといたしまして、図の下のほうに仕事づくりと書いてございます。

例えば、UIJターン者をターゲットとした勤務地限定の仕事とか、女性をターゲットとした短時間勤務あるいは在宅勤務とか、求職者のニーズに合わせた多様な職域づくりを進めることで、労働市場に新しい層を取り込んでいきたいと考えております。

また、その上の肝心な職業訓練、人づくりであります。産・学・官に加えて、マッチング支援機関等の人材が連携・協働して、つまり求人ニーズと求職者ニーズの両面を共有できる体制のもとで、職業訓練プログラムを開発・実施し、またその検証を行い、結果をフィードバックしながら、3年間でプログラムを完成するという

こととしております。

以上のような取り組みの実施体制としまして、一番下にあります関係機関からなる宮崎県地域創生人材育成協議会を、その下に各産業ごとの分科会を設置し、訓練プログラムの開発等を行うこととしております。

説明は以上であります。

○日高企業立地課長 常任委員会資料の44ページをお願いいたします。

企業立地の実績についてでございます。県長期計画のアクションプラン等における最初の4年間の経過したところでございますので、この間の実績について御説明を申し上げます。

まず、1の企業立地の目標と実績ですが、平成23年度から26年度までの4年間で、企業立地100件、うち県外新規30件、5,000人の雇用創出を目標として取り組んでまいりました。これに対し、企業立地件数は135件、うち県外新規は38件、最終雇用予定者数が5,524人と目標を上回る実績を上げることができたところであります。

次に、2の4年間の企業立地の特徴でありますけれども、大きく①から③まで3つ記載をしております。

まず、①ですけれども、立地件数では、下のほうに6つの円グラフがありますが、その左側一番上のグラフでございまして、フードビジネス関連、これが45件ということで、全体の3分の1を占めたところであります。豊かな農林水産物を育む本県の強みが反映されたものと考えております。

次に、②ですけれども、最終雇用予定者数で見ますと、円グラフの右側一番上に示しておりますように、コールセンター等の情報サービス業が2,176人と全体の約40%を占めております。雇用に対する情報サービス業の効果の高さをあ

らわしているものと考えております。

特に、県外新規38件ありましたけれども、この立地に限って見ていきますと、右側の真ん中及び一番下の円グラフ、こちらでござんいただけますが、件数では50%、最終雇用予定者数では約60%を情報サービス業が占めております。県外新規においては非常にウエイトが高くなっております。これは、首都圏等からのアクセスのよさあるいは人材確保、こういった面から本県が評価されたものと考えておるところであります。

それから、特徴の③といたしまして、平成19年度から22年度と、平成23年度から26年度、この各4年間の合計を比較してみますと、フードビジネス関連製造業と流通関連業が、立地件数、雇用予定者数ともにこの4年間で大幅に増加しているということでもあります。

この状況につきましては、見開きの右側45ページの年次別推移表でござんいただけますけれども、右から2番目の平成23年度から26年度の合計欄、それと一番右側の平成19年度から22年度の合計欄、こちらの比較でござんいただきますと、フードビジネス関連製造業では、立地件数で28件から45件、最終雇用予定者数でも681人から1,429人に増加しております。

流通関連業におきましては、立地件数で3件から14件、最終雇用予定者数で45人から558人に増加しております。

特に、流通関連業につきましては、東九州自動車道などのインフラの整備が進んだことを背景に、南九州における物流拠点としての、本県の優位性が高まっていることを示しているものではないかと思っております。

これらの3点を主な特徴といたしまして、過去4年間につきましては、目標を上回る実績を

上げることができたところではありますが、県といたしましては、引き続き本県の強みを生かしながら、今後の企業立地に改めて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福嶋観光推進課長 資料の46ページをお開きください。

平成26年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について御説明させていただきます。

まず、平成26年度の状況についてであります。

プロ野球・Jリーグ等のプロや、社会人・学生等のアマチュアを合わせまして1,262団体、参加人数3万991人、延べ参加人数が17万8,628人となり、団体数、参加人数、延べ参加人数とも前年度を上回り、いずれも過去最高という結果でございました。

このことは、キャンプ・合宿を行っていただいているチームの皆様の御理解、御協力、そしてキャンプ・合宿を受け入れている地元市町村や関係団体の方々の日ごろからの御尽力、御努力のたまものだと考えております。

主なポイントとしましては、韓国プロ野球球団による秋季キャンプの実施や、ラグビーやトライアスロンなどの日本代表合宿の実施により、いずれも過去最高を更新したところでもあります。

なお、資料の下のほうに年度実績の推移をグラフでお示ししております。

次のページをござんください。

1月から3月までの春季キャンプの状況について御説明いたします。

先ほどの左のページで御説明いたしました26年度実績の内数になります。

団体数につきましては、プロ・アマチュアを合わせまして511団体、参加人数1万2,222人、

延べ参加人数が9万2,609人となっており、団体数は過去最高を更新したところであります。

表の一番下の観客数につきましては、87万6,869人と昨年を大幅に上回り、これも過去最高となったところであります。

主なポイントとしましては、参加人数は前年を下回りましたが、今春からオリックス・バファローズや韓国プロ野球球団のキャンプが実施され、プロ野球が過去最高の9球団となったことが、団体数、延べ参加人数を押し上げた要因と考えられます。

また、観客数については、連続日本一を目指す福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードや、オリックス・バファローズの本県初キャンプ、Jリーグのプレシーズンマッチ「スカパー！ニューイヤークップ」の開催などが主な要因となり、過去最高を更新したところであります。

続きまして、経済効果等についてであります。

キャンプ等の参加者や観客の方々がもたらした経済効果は、130億3,100万円、また、宮崎キャンプの様子が全国ネットのテレビや新聞で紹介された状況を、CM、広告料金に換算したPR効果は、75億600万円ございました。

主なポイントとしましては、経済効果は、観客数が過去最高となり、延べ参加人数も高い水準を示した結果、あのイチロー選手や松坂選手が参加したWBC日本代表合宿が行われた平成21年春季の実績を上回り、過去最高を更新したところであります。

また、PR効果は、昨年の冬季五輪の影響がないことに加え、福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードや各球団への注目選手の加入など、話題が豊富であったため、昨年に比べて大幅に増加したところであります。

次の、48ページをお開きください。

参考までにプロ野球、Jリーグ等の春季キャンプの状況を添付しております。

プロ野球は二軍を含めて7球団、韓国プロ野球2球団、Jリーグ22チームが県内でキャンプを行っております。

次の49ページには、これまでの受入実績の推移を参考までに添付させていただいておりますので、後ほどごらんください。

最後に、スポーツキャンプ・合宿の誘致につきましては、本県経済への波及効果や、観光宮崎の認知度向上に大きく貢献するものでありますので、今後とも官民一体となって推進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課から1点、御報告申し上げます。

常任委員会資料の50ページをお開きください。

宮崎の新しいプロモーションについてであります。

まず、本県におけるプロモーションの現状と課題であります。1の(1)にありますように、全国規模の民間調査によりますと、最近県外における宮崎県の認知度・魅力度が相対的に低下傾向にあります。

一方で、(2)にありますように、例えば大分県の「おんせん県」や、香川県の「うどん県」、広島県の「おいしい！広島」など、各地域が特色あるキャッチフレーズや映像等を活用して、個性的な情報発信を行い、地域活性化の取り組みを強化してきております。

そのため、(3)にありますように、流行や嗜好が目まぐるしく変化し、消費者の意識が多様化する中で、宮崎県といたしましても、市場ニーズや本質に裏打ちされた価値を、継続的にプロモーションしていく必要があると考えており

ます。

そのため、県では、2、検討の経緯にありますように、昨年7月に県内外の方々へのアンケート調査や、8月に本県ゆかりの有識者の方々の座談会を実施したところであります。

また、それらの結果を踏まえまして、ことし2月には、本県出身で東京で活躍されている専門家にキャッチフレーズ、ロゴマークの提案をいただき、この提案をもとに、5月中旬に主要な経済団体等の皆様と、プロモーションのあり方について意見交換を行ってきたところであります。

意見交換会では、今回提案のあったキャッチフレーズ、ロゴマークは、本県ならではの特性、強み、魅力を端的に表現しており、これらを活用し、官民が連携したプロモーションを実施していくべきだとの御意見でございました。

そのため、3、プロモーションの概要にありますように、今回提案のあったキャッチフレーズ等を、物産振興や観光誘客、移住・定住促進などのさまざまな取り組みにおいて統一的に活用し、官民連携による継続的・効果的なプロモーションを実施することにより、本県の知名度・好感度を高め、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

キャッチフレーズは、(1)にありますように、「日本のひなた宮崎県」であります。このフレーズのコンセプトは、四角囲みにありますとおり、「ひなた」それは漢字で書くと「日向」——ひゅうがとも読みますが——振り返れば、宮崎は神話の時代から「ひむか」と称されてきた土地でした。ひなたは、ゆったりした時間をつくる。ひなたは人柄を温かくする。ひなたは太陽の恵みで豊かな食を生み出す。ひなたは人々に希望と活力をもたらす。今、この国に必要なの

は、そんなひなたの力だと思う。宮崎を日本のひなたのような存在へ、そう願う私たちの新しい取り組みが始まりますというものであります。

次のページをごらんください。

ロゴマークでございますが、コンセプトはわかりやすく、使いやすく、古びず、誰からも愛されるデザイン。同心円は「ひろがる、ひなたのチカラ」を象徴しております。

最後に、(3)プロモーションの展開であります。

昨日、知事が記者発表をさせていただいたところでありますが、今後、宮崎という地域全体のイメージ向上などを図るとともに、県民の皆様や民間企業・団体、市町村と県が一体となったプロモーションを展開していくこととしております。

なお、6月7日に開催いたします宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンター、これは移住UIJターンの情報提供、相談対応の拠点となるものでありますが、正式名称に「ひなた」を追加し、東京支部のオープニングセレモニーにおいて、キャッチフレーズやロゴマークのPRを行うこととしております。

今後のプロモーションの取り組みのアイデアとしましては、①県外における積極的なプロモーションとしまして、首都圏での屋外広告等による広告展開や、ホームページ等によるネット展開などを検討してまいりたいと考えております。

②キャッチフレーズ・ロゴマークの活用促進としまして、ポスター、名刺等への幅広い活用のための県ホームページへの掲載を既にきのうより行っているところでございます。

県民の皆様や企業・団体等の皆様の利用は、県への届け出の必要はなく、利用基準の範囲内

で自由に使っていただくこととしております。

③官民連携、県民参加型のプロジェクトの推進としまして、民間企業・団体等のネットワークを活用した事業を検討してまいりたいと考えております。

次のページをごらんください。

県民等の共通理解の促進としまして、県広報紙、県政テレビ番組等による情報発信などを考えております。

キャッチフレーズやロゴマークの活用のイメージについて、各種シール、ステッカー、フラッグ、ポスター、商品での掲示等の例を掲げさせていただきます。

今、こちらをごらんいただければと思います。職員が持っております、これが実際のポスターでございます。こういったものを掲示しながら広報啓発、プロモーションをしていきたいと思っております。

今後、官民一体となって、本県の新しいプロモーションを展開してまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○高橋委員 42ページの地域創生人材育成事業の採択、大変ありがたい結果だと思います。御苦労さまです。

説明はよかったと思うんですが、私が飲み込めてない面があると思うので確認しますけれども、仕事づくり、人づくりということで、この43ページの下段のほうで、仕事づくりっていうことで人をつくっても、受け皿がないと意味がないわけで、現状の仕事を変えるといいですか、職域をつくるということですから、新しい仕事

が生まれるというイメージをしていいんでしょうか。

○久松労働政策課長 仕事づくりにつきましては、現在、宮崎県におきましても、有効求人倍率が0.98と、直近の数字で非常に1に近づいて、基本的により好みしなければ職があるという状況になっております。現在の雇用の状況は都市部と比べますとまだまだ低いわけですが、転職をして仕事を探したいという層がふえてきているというのが現状として聞かれております。

その中で、この仕事づくりでございますけれども、例えば女性の場合は、短時間の仕事とかそういうものを新たに開発をしていくことによって、今まで働いてない層を就業に結びつけるという発想で、いろんな開発をしていきたいということで考えております。

○高橋委員 短時間勤務を新たに開発するということ、今ある職場に求めるということですか。

○久松労働政策課長 企業と一緒に開発をしていくということで考えております。企業、大学等と連携しながら、職域を新たに開発するというイメージで思っております。

やはり一つは、募集してもなかなか人が集まらないという状況が一方で生じてきておりました、この事業をする上で、新しい職域を開発してそこにマッチングさせていくということの一つの考え方にしております。

○高橋委員 相手さんがいらっしゃいますよね、企業っていう相手が。だから、今、働いているさまを変えてもらうということなんですよね。それで、効率が上がって、いい人材が集まって、収益が上がるということを示さないと、相手は恐らく受け入れしてくれないと思うんですよ。

そこまで、ちゃんと戦略を練っていらっしゃるわけですね。

○久松労働政策課長 現実の世界でも、大企業を中心に動きが見られてますけれども、最近ですと、非正規雇用で雇ってた社員を地域限定の正社員にしますとか、例えば主婦層の短時間勤務というニーズに対応して、例えばこの町なかでも日中の宅配業務が女性を中心にやられてるというような現実的な動きがございます。

それから、例えばコンビニの世界でも、高齢者を雇って戦力としたいというような現実の動きが出てきております。一つは、人手不足を背景に、そういうニーズがあるところに人を配置するというような企業側の職域開発という芽も出てきておりますので、そういう芽を広げたいと考えております。

○高橋委員 今からいろいろと進められていくわけですので、事業費も大きいですからしっかりと取り組んでいただくようにお願いします。

次に行きます。スポーツキャンプの件ですけれども、47ページの説明で、春季キャンプの主なポイントで、団体数はふえたけれども、参加人数は前年を下回ったというのはなぜですか。

○福嶋観光推進課長 団体を構成する人数というのは、その競技や、プロかアマかといったことによって異なりますので、団体数はふえていますけれども、それに必ずしも参加人数は連動しないということがございます。

○高橋委員 例えばサッカーだったら11人だし、野球は9人という、そういう違いの関係があるんですね。わかりました。

あと、私は日南でございます。この委員会室も広島ファンは多いと思うんですが、観客数の上位に広島は出てこないんですね。出てこないっていうのは、私の数のレベルが低いかもしれ

れないんです。そこをうまくまた説明いただきたいんですけども、結構日南の地元では、駐車場も新たに設けて、すごく多かったことを聞いてたし、私も見たもんですから、だからある意味、広島が出てないから大したことなかったんだなと受けとめにやいかんのか、ただ文字数の問題で書けなかったのか。

○福嶋観光推進課長 広島東洋カーブにつきましては、観客延べ人員が5万5,000人となっております。今回ポイントの中に特記してないのは、例えばオリックス・バファローズですと、新規で算入してきたわけですけれども、こちらが16万8,000人という観客動員があったというようなことでちょっと特記をさせていただいたということがございます。

広島も大変多くのお客様を呼んでいただいていると思っております。

○高橋委員 頑張ります。

最後にします。私の勝手な意見ということで、新しいプロモーションのロゴです。先ほど大きなパネルも見せていただきましたが、このバックは白で不変のものなんですね。

○酒匂オールみやざき営業課長 ポスターの一番右下にございます、横書きになっておりますが、同心円の丸と日本のひなた宮崎県、これが四角でくくってございますが、この分が私どもの今回のワンセットの商標になります。

上の、ひなたの力っていう形、これは汎用型で利用した形を考えておまして、資料の51ページのほうにありますロゴマーク、これが基本形になります。こういった形で今後、これをベースとして活用していくということを考えているところでございます。

○高橋委員 その52ページもいろんな活用イメージがあるんですが、例えば、あくまでも私の

意見ですが、宮崎は海幸、山幸でしょ。だから海のものでいくとブルーをバックに濃淡をつけて活用するとか、あるいは山のものだったらグリーンをバックに濃淡をつけないと、イエローのところ少し重なるのでいろいろ工夫しないといけなくなるけれども、そういうのも活用する側でやっていいのか、その辺もあると思うんですよ。その辺を教えていただくとありがたい。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、お示しておりますロゴマークというところの同心円のマークと、日本のひなた宮崎県、これを書き込む四角が2つつながっておりますけれども、ここがベースになっておまして、この中のデザインについては今回改変ができないという形を考えております。これに加えて、おっしゃったような宮崎どれといった、太陽の恵みひなた産とか、下にそういう言葉等をくっつけながら使用していこうかと思っております。

このお示したロゴマークと言われる分については、これをベースに、これを改変することなく使っていくことを想定しているところでございます。

ですので、四角く囲まれている中の白いベースについて、青色にしたりですとか、薄いグリーンにしたりとかは今のところできないということで予定しているところです。

中のほうの色はできませんが、外の色は何色でもできますので、いろんなプロモーションの形の中で、あわせて表示していきたいと思っております。

○蓬原委員 結局これが採用されて、商標登録になるのかどうか知りませんが、全ての宮崎のイメージとして出ていくわけですよ。これは、どなたのデザイン、何かいろいろ公募されてた

んですか。

例えば、さる著名な画家がおつくりになったとか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、このキャッチフレーズ、ロゴマークの提案をいただきましたのは、東京に在住の宮崎市生まれの日高英輝さんという方をお願いをいたしました。

日高英輝さんは、グリッツデザインというデザイン会社の代表をされておりますけれども、2004年の日経広告賞のグランプリをとられたりですとか、トヨタレクサスの広告ですとか、JR東海、あるいはタイヤでありますグッドイヤーの広告等も手がけられてる方でございます。

本県のゆかりで申し上げますと、口蹄疫からの復興の際に元気を生もうというポスターなどを用意して、県民の皆様と一緒に復興に向けて動き出したんですが、そのときのポスターの制作者でもあり、大変本県にゆかりもございません。本県の振興に対する非常な熱意もございまして、今回依頼をしてつくっていただいたところでございます。

○蓬原委員 実績もあるということですね。これはコンペ方式ということではなくて、もうこの方をお願いして、これが宮崎のイメージだという、それを皆さん方が内部で御検討になって、これでいいという判断をされたということですかね。

○酒匂オールみやざき営業課長 蓬原議員がおっしゃられるとおりでございます。コンペという方式はとらずに、この方に依頼をいたしまして出てきた案に対して、今回決定をさせていただいたところでございます。

○蓬原委員 お金の話になるんですが、こういうときのデザイン料というのはどれぐらいなんでしょう。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回、日高英輝氏にお願いをいたしましたのは、1年間をかけてプロモーションについて、本県のプロモーションのあり方を検討いたしました。その全体のプロモーション検討の業務委託の中で300万円をお願いをいたしました。その中で今回のデザインについてもいただいたというところで、デザイン料として明確な金額はございませんが、トータルのプロモーションのあり方等の検討経費からアウトプットまでを含めまして、300万円をお願いしたところでございます。

○蓬原委員 意外と安いんだなという印象を受けましたけれども、後は、ずっと使いますよね。このことについてロイヤリティーみたいなものはないわけですよね。その300万をお支払いをして、後は大中小構わず宮崎県で自由に使っていよということでもいいんですよね。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回制作いただきましたキャッチフレーズ、ロゴマークにつきましては、全て県の権利を取得いたしましたので、県が自由に使うことができます。

○蓬原委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質問はございませんか。

○横田委員 今、宮崎県も香港とか台湾とか、東南アジア、いわゆる東アジアのほうに目を向けてますよね。当然、全都道府県みんな同じ方向を向いてると思うんです。それで競争もかなり激しいと思うんですけれども、先日ある人に会ったんですが、その人はロシアに長い間駐在してたことがあって、ロシアがすごくおもしろいという話をされたんですよ。

それで、ほかの都道府県が余り見ていないすき間といいますか、そこらあたりを探して勝機を見出すとか、そういったことはあんまり考えておられないんでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 現在、東アジア経済交流戦略に基づきまして、特に東アジアを中心に県産品の販路拡大、貿易の振興を図っているところでございますが、今年度、東アジアからエリアを広げまして、例えばEUですとか、アメリカですとか、そういった形まで広げたグローバル経済戦略を策定しようと思っております。その中で、ロシアについても検討をしていきたいと考えているところでございます。

○横田委員 私もちよっとしか聞いていませんので、もっと詳しい話も聞いて、また御提案もさせていただきたいと思っておりますので、御検討方よろしくをお願いします。

○二見委員長 ほかに質問はございませんか。

私もこのロゴで1つお聞きします。ロゴをこの間見せていただいて、これが形式だったんだと思うんですけれども、これは国内の人だけじゃなくて海外の人たちにもどんどんアピールしていくものだと思うんですよね。

日本語の場合は「日本の」というのが入ってるんですけれども、このローマ字書きになったときには、日本というのが入ってない、もちろんデザインの部分もあると思うんですけれども、ただやっぱり海外の人たちが見たときに、宮崎というものが日本の国っていう認識っていうのは薄いんじゃないかなと思うんです。日本っていう部分がどこかこう、これを使うんだったら、別の部分にあえてジャパンというのを入れないといけないと思うんですけれども、そこ辺の検討はやっぱりされてこのデザインだったということなんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 委員御指摘のとおり、今回ローマ字バージョンではh i n a t a、M I Y A Z A K Iという形をとらせていただきました。今後、海外への展開、インバ

ウンド等も考えていく中で海外へのPRも大変重要かと思っておりますが、ひなたということそのものが、例えば東アジア、東南アジアの方々に文化として受け入れられるかというところが、まだ、私ども議論の途中でございまして、ひなた宮崎というベースのロゴは決めましたけれども、おっしゃったような点につきましては、訴求の仕方等々については、工夫をしながら海外の使い方は検討していきたいと考えているところでございます。

〇二見委員長 ほかに質問はいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 以上をもって、商工観光労働部を終わります。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時20分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の二見でございます。

一言御挨拶申し上げます。

2期目のまだ若輩でありますけれども、この県土整備につきましても宮崎県勢の発展の礎となる非常に大事なものと認識しております。東九州自動車道が、大分と繋がったことによりまして、やっぱり高千穂等の観光等に波及した効果を考えますと、この県土整備の事業についての重要性、まさにこれからだなと感じたところでありますので、この委員会におきましても、審議はスムーズに、また建設的な意見ができる

ように務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の河野副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

宮崎市選出の野崎委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の高橋委員でございます。

日向市選出の西村委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の沼口主任主事でございます。

副書記の河野主幹でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

〇函師県土整備部長 県土整備部長の函師でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私どもが所管しております業務は、安全で安心な生活を確保するため、防災力の強化や減災対策を行いますとともに、東九州の新時代を見据えた、社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくこととなります。

職員一丸となって県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては御指導、御支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんが、これより座って説明させていただきます。

まず、説明に入らせていただきます前に、一言お礼を申し上げます。

3月21日に、東九州自動車道、佐伯一蒲江間が開通し、大分一宮崎間が1本の高速道路で結ばれ、また、4月29日に、北方延岡道路、蔵田一北方間が開通をいたしました。

当日の式典には、県議会から多くの皆様に御出席を賜りました。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

今後とも、東九州自動車道や九州中央自動車道の全線開通につきまして、国や関係機関に対して、強く働きかけてまいりたいと存じますので、本県の高速道路網の全線開通が一日も早く実現するよう、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、2点御報告をさせていただきます。

まず、えびの高原、硫黄山周辺の道路規制の解除についてであります。

気象庁の噴火警報を受けまして、昨年10月24日より、県道1号小林えびの高原牧園線の一部区間の道路規制を行っておりましたが、今日1日の噴火予報の引き下げを受けまして、県道1号の道路規制を解除いたしました。

えびの市や周辺住民のみならず、えびの高原周辺の観光事業者の方々に御不便、御迷惑をおかけしてまいりましたが、観光時期を前に解除でき、安堵しているところでございます。

今後とも、火山情報に引き続き注意を払いますとともに、関係市町や関係機関と連携し、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、今日30日、皇太子殿下御臨席のもと、県総合文化公園におきまして、第26回全国みどりの愛護のつどいが開催されます。当日は、約1,100名の参加により、みどりの愛護功労者の国土交通大臣表彰を行います式典のほか、記念植樹を行う予定で

あります。

それでは、続きまして幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の2ページをごらんください。

時間の関係もございまして、課長級以上について紹介いたします。

まず、総括次長の長友でございます。

道路・河川・港湾担当次長の東でございます。

都市計画・建築担当次長の大迫でございます。

高速道対策局長の前内でございます。

部参事兼管理課長の佐野でございます。

用地対策課長の山路でございます。

技術企画課長の木下でございます。

工事検査課長の甲斐でございます。

道路建設課長の瀬戸長でございます。

道路保全課長の馴松でございます。

次に、3ページをごらんください。

河川課長の土屋でございます。

ダム対策監の秋山でございます。

砂防課長の永井でございます。

港湾課長の蓑方でございます。

空港・ポートセールス対策監の明利でございます。

都市計画課長の森山でございます。

建築住宅課長の上別府でございます。

次に、4ページをごらんください。

営繕課長の山下でございます。

施設保全対策監の宮里でございます。

高速道対策局次長の奥でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、4ページ中段以降をごらんいただきたいと思います。存じます。

以上で県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明を申し上げます。

まず、組織についてであります。委員会資料の1ページの県土整備部行政組織表をごらんください。

本庁が12課1局、出先機関が14事務所の体制にて、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

なお、県土整備部本庁各課・局の編成につきましては、資料の6ページから18ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、県土整備部の平成27年度当初予算について御説明いたします。

資料の19ページをお開きください。

平成27年度県土整備部当初予算の概要でございます。今年度の当初予算は、骨格予算であります。右から2列目の太枠で囲んでおりますC欄をごらんください。

一般会計で、下から5段目ではありますが、537億9,401万9,000円、特別会計で、下から2段目ではありますが、13億7,807万4,000円、部予算合計では、一番下の段ではありますが、551億7,209万3,000円となっております。この額を昨年度の当初予算と比較しますと、その右の欄ではありますが、部予算合計で対前年度比74.8%となっております。

次に、資料の21ページであります。平成27年度当初予算における県土整備部の主要施策の概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

最後に、その他の報告事項でございますが、日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更につきまして、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○土屋河川課長 河川課でございます。

私のほうからは、日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について御報告をいたします。

委員会資料の26ページをお開きください。

初めに、1の日向灘沿岸海岸保全基本計画についてでございます。

本県は、海岸法に基づき、平成15年3月に海岸を保全するための基本的な事項を定めた、日向灘沿岸海岸保全基本計画——以下、海岸保全基本計画と言います——を策定し、海岸の侵食対策や高潮対策を進めてまいりました。

海岸保全基本計画に定める基本的な事項としては、白丸で示しております海岸の保全に関する事項、海岸保全施設の整備に関する事項の2項目でございます。

2の変更の理由についてでございます。

平成23年6月に内閣府の中央防災会議において、津波レベルとその対策の基本的な考え方が示されたことから、日向灘沿岸におきまして津波対策を推進するため、海岸保全基本計画に「施設を整備する区域」の位置づけ等を行う必要がございました。

右のページ、27ページをごらんください。

レベル1津波対策の事業着手までの流れを示したものでございます。

海岸保全基本計画の変更に至った経緯及びこれまでの取り組みについて御説明をいたします。

左側の一番上の四角枠をごらんください。平成23年3月11日に東日本大震災が発生いたしました。

2つ目の四角枠ですが、平成23年6月に、内閣府中央防災会議の専門調査会が開催され、右の枠に示しておりますように、今後の津波対策において2つの想定すべき津波レベルとその対

策の基本的な考え方が示されました。

2つの津波レベルですが、①レベル2津波は千年に一度、あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、住民の避難を軸に対策を実施することを基本としております。

②のレベル1津波は、数十年から百数十年に一度と比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな災害をもたらす津波であり、堤防などの海岸保全施設の整備により対策を実施することを基本としております。

このうち、レベル1津波の対策につきましては、国から示された考え方にに基づき、県において検討を進め、3つ目の四角い枠ですが、平成25年12月に、堤防等の高さの基準となりますレベル1津波高を公表いたしました。

次の四角枠ですが、平成26年3月には、レベル1津波により家屋等の浸水が想定される要対策箇所を公表しました。

なお、レベル1津波高及び要対策箇所につきましては、それぞれ公表前に県議会へ御報告したところでございます。

こうした検討結果を踏まえ、ページの中ほどの黒い四角枠ですが、平成27年3月に、海岸保全基本計画を変更したところでございます。

計画の変更に当たっては、右の枠内に示しますように、学識者との懇談会や、パブリックコメント、関係市町への意見照会などを実施し、計画に反映したところでございます。

次に、変更の内容について御説明いたします。

左のページ、26ページにお戻りください。

3の変更の主な内容について2点御説明いたします。

まず、(1)の施設を整備する区域についてでございます。

海岸の背後地域の家屋等に対して浸水被害の発生が想定される区域を、海岸保全基本計画に位置づけました。

下の表をごらんください。位置づけました区域について、所管課別の海岸区分ごとに区域数と要対策延長を示したものでございます。

左から、農政水産部では、農村整備課が所管します農地海岸が6区域、1キロメートル、漁村振興課が所管します漁港海岸が12区域、26キロメートル、県土整備部では、港湾課が所管します港湾海岸が11区域、28キロメートル、河川課が所管しますその他の海岸が3区域、1キロメートル、合計32区域、56キロメートルとなっています。

(2)事業実施時の留意点についてでございます。

事業実施時においては、整備による景観、環境のほか、海岸及び港湾・漁港の利用等への影響を総合的に考慮し、地域住民等と合意形成を図りながら、施設計画の検討を行うことを海岸保全計画に明記いたしました。

最後に、4の今後の取組についてでございます。

もう一度、右ページ、27ページをごらんください。

中ほどの太い破線の下から、今後の取り組みとしております。

最初の四角い枠でございますが、今回の報告後、速やかに海岸保全基本計画を公表いたします。次の四角枠ですが、津波対策を進める優先度について、今回変更しました海岸保全基本計画を踏まえ、今年度中に関係部局及び関係市町と連携・調整を行いながら検討してまいります。

具体的には、右の枠内に示しますように、要配慮者利用施設数や防災拠点施設数など、重

要指標等による検討を行った上で、関係市町の意見を聞きながら優先度を決めていきたいと考えております。

次の四角枠ですが、来年度以降、事業化に向け、地域住民等との合意形成を図るため、優先度の高い海岸から関係市町と連携し、地域住民や利用者等との意見交換会を実施してまいります。

別冊として、今回変更しました日向灘沿岸海岸保全基本計画の概要版をおつけしております。今回追加しました津波対策に関する箇所につきましては、赤い文字と赤い枠で示しております。後ほどごらんください。

河川課からの報告は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○高橋委員 今の御説明を聞きながら、疑問といますか、現場は既に危険なところとか動いてるよなと思いつつながら、説明の仕方によって、県民も「今ごろですか」というイメージを持たれるんじゃないかなと思うんです。23年の6月に、内閣府が示されたということででき上がった。4年もかかってますよね。それはいろいろと経緯があると思うんですよ。そういったところをもうちょっと説明いただくと、現場はもう動いてます、市町村もそれぞれハザードマップをつくったり。ちょっとその辺をうまく補足いただくとありがたいんですが。

○土屋河川課長 23年の6月に、国のほうから考え方が示されまして、まず先ほど言いました想定すべき最大津波のレベル2、これを想定する、その後にレベル1津波をとということなんです。今、委員から御指摘がございましたように、実際に現場におきましては、例えば津波の被害について海岸と河川がございます。

海岸のほうにつきましては、先行して県単等で我々が住んでます土地から排水関係が堤防を抜けて、管状になって水が川の中に流れておりますけれども、その部分については、地震が来て津波が遡上しますと、住んでる土地のほうに逆流して浸水が懸念されると、そういったところにつきましては、先行してゲートが自動的に水位が上がったら閉まるような、そういった対策も続けております。

また、通常の老朽化対策等で、海岸施設等を工事をしておりまして、その整備の中でも老朽化したものの対策に合わせて機能向上も図るということで、例えば、津波、高潮に対応するように高さを上げたりですとか、そういったところは順次現場のほうでも整備を進めているところでございます。今の分は、ハードの施設の整備ということでお話をさせていただいたところでございます。

○高橋委員 全国で宮崎みたいな海岸を持つておる都道府県ありますよね、高知もそうでしょうけれども。それぞれの地域で4年の歳月をかけてこういう基本計画をつくられているものなんですか。

○土屋河川課長 各県におきましても、施設の整備に必要な河川整備の基本方針ということで、この計画を策定する必要がございますので、各県のほうで計画の策定が進められております。

各県の状況で申しますと、例えば福島県は実際に被害があったところがございますけれども、平成25年5月から。近いところだと大分の平成27年4月、こういった間に11都道府県が策定をしている状況でございます。本県の策定期間については12番目という状況でございます。

○高橋委員 私たちがよくは存じ上げない調査の積み上げ等があったと理解したいと思います。

要は、先ほど言いましたように、県民はやっぱりいろんなおそれのあるところがわかってるわけです。そういう意味では、市町村、もちろん県も今までやってみえましたから、現場は動いているということで理解していいと思うんです。

これから取り組みとして優先度の高い海岸からいろんなハード面とかやっていくわけじゃないですか。県民からすると誤解を招くというのは、そういう意味ですよ。「今からやるの」と、こんな風にとってしまうものですから、前後の説明をされたほうがいいのかなと思って質疑したところです。

○東県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

委員のおっしゃられることはよくわかりました。

基本的には、先ほど課長のほうから説明があったんですけれども、レベル2津波とレベル1津波ということで、レベル2津波というのが千年に一回ぐらいということで、最大津波で、本県の場合は最大17メートルとかいう話の津波です。これについては、危機管理局が中心になって、レベル1津波の、およそ1年まではいきませんが、25年の2月か3月くらいに出しております。

このレベル2津波については、避難が中心、逃げまじょうということで、これについてはよく最近も報道されていますけれども、避難タワーの整備であるとか、市町村のほうが行っている、あるいはハザードマップの整備とか、そういう形でも既に動いているという状況でございます。

今回、御説明しましたレベル1津波というのが、要は数十年から百数十年ということで、県内でいくと、ほぼ4メートルから6メートルの

津波、これについてはハード整備を行いますという形で動いています。

既に、日南で老朽化対策をやっている海岸がございまして、そちらのほうについても耐震化のお話ですとか、そういう形で動いている部分がございますけれども、基本的には、今回の計画に位置づけるということが、事業化に向かつての一つ大事なことということで、今後それについては港湾、漁港も含めてですけれども、そちらの海岸を進めていくということになります。

それと、河川のほうがございまして、河川のほうについては、レベル1津波の高さを設定した25年の12月ということですが、その次の年の26年の4月から14水系、河川単独で津波対策ができる部分について事業を実施していくということで、これについても、知事のほうから記者発表等していただいて、そういうお話をしているところです。

いずれにしても、今回の津波に関する対策につきましては、宮崎県の場合は、特に東南海、南海等の4連動という形で、大規模な津波が発生するというのでアナウンスされてますので、しっかり取り組んでいくということです。

それと、ほかの県の状況でございますと、当然、東北は被災県ということで、災害復旧を含めて対策が進められている。あるいは、静岡県とか、和歌山県であるとか、高知県というのが、南海トラフの前の特措法に絡んでかなり事業が先行的に進められているという状況です。そういう意味では、宮崎県は今回特措法の中でもしっかりと特別強化地域の指定であるとか受けておりますので、今後しっかりとレベル2津波、あるいはレベル1津波についても、関係部局とも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質問はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時50分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

5月19日に行われました委員長会議の内容について、御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材についてであります。取材は、原則として、採決等委員協議を含め、記者席で行わせるという内容でありまして、議会基本条例にも規定してありますように、委員会は採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります。4点ございます。1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、後日回答する旨等の約束はしないということであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程等につきましては、表のとおりであります。常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや、調査テーマや調査先の関係等により、行程上1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

なお、委員長会議確認事項への記載はありませんが、会議冒頭に議長から、「議会基本条例の趣旨を踏まえ、特に委員会においては、議員間討議を積極的に取り入れることにより、県民の方にわかりやすい運営に努めることも必要」との御発言がありました。

今後の委員会運営においては、そのような点にも留意しながら行ってまいりたいと思いますので、皆様には確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では次に、今年度の委員会調査など、活動計画（案）についてはお手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画（案）にありますとおり、県内調査を7月に、県外調査を8月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までにお手元に資料として、調査の実施状況と県内調査調査先候補を配付いたしております。

調査先等について、御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時57分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午前11時57分閉会